

行財政改革推進委員会と議会の意見交換会

と き R4.11.24 PM1:30

ところ 池田町役場 大会議室

1. 開 会

・横澤副議長

2. あいさつ

・矢口議長

・山沖会長

3. 協議事項

(1) 議会の取り組みについて

(2) 行財政改革推進委員会からの報告について

(3) 議会への要望について

(4) その他

3. 閉 会

・横澤副議長

資料

財政改革は緒についたばかり

厳しさ続く池田町の財政事情

池田町行財政改革推進委員会

ポイント1
経常収支比率

令和3年度は、収支が改善したように見えるが・・・
令和4年度以降はまた90%に近づく可能性大！
県内58町村中 R2 ワースト4位→R3は12位

財政改善には
行革委答申の
実行がカギ

財政危機対応期間（R8までの5年間）で
経常収支比率80%以下の達成を

経常収支比率とは、いつも決まって入る町の収入に対して、いつも決まって出て行く支出の割合をいいます。この比率が高ければ自由に使えるお金がなく、財政は硬直化していることを示します。

令和3年度は、数値が下がっていますから好転しているように見えますが、国の普通交付税等が増えて分母が大きくなったための一時的なもの。図表1でみるように、普通交付税等が減るため、令和4年度以降は、また90%に近づくことが予測されます。

健全な財政運営ができるためには、1日も早く80%以下にしなければなりません。

収入は食費、光熱費、教育費、ローン返済に消えて、自由に使えるお金がほとんどない

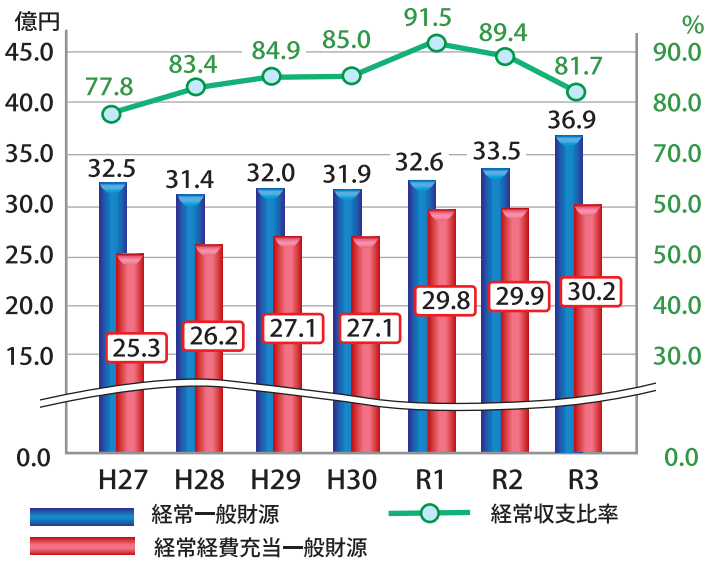


【図表1】 R4では大幅な歳入減の予測

単位：億円

区分	R3	R4	比較
普通交付税	22.65	22.13	0.52減
臨時財政対策債	1.56	0.41	1.15減
計	24.21	22.54	1.67減

【図表2】 経常収支比率の推移



注目！

H27→R3 経常経費が約5億円も増加
経常経費の削減が必要です！

【図表3】 経常経費充当一般財源、経常収支比率

単位：億円、%

区分	H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		
歳入経常一般財源	30.7	32.5	30.0	31.4	30.5	32.0	30.5	31.9	31.4	32.6	32.4	33.5	35.4	36.9	
臨時財政対策債	1.8		1.4		1.5		1.4		1.2		1.1		1.5		
経常経費充当一般財源	25.3		26.2		27.1		27.1		29.8		29.9		30.2		
内訳	人件費	5.1	15.8	5.2	16.7	5.9	18.4	5.7	17.9	6.5	20.0	8.2	24.5	8.4	22.6
	扶助費	1.4	4.2	1.5	4.8	1.5	4.9	1.5	4.8	1.5	4.6	1.5	4.4	1.5	4.1
	公債費	4.3	13.3	4.9	15.4	5.2	16.3	5.3	16.5	5.8	17.8	5.9	17.7	5.7	15.5
	義務的経費計	10.8	33.3	11.6	36.9	12.6	39.6	12.5	39.2	13.8	42.4	15.6	46.7	15.6	42.2
	物件費	4.2	12.9	4.1	13.1	4.1	12.7	4.1	13.0	4.2	13.0	3.7	11.0	3.6	9.7
	維持補修費	0.5	1.4	0.5	1.5	0.3	1.1	0.5	1.4	0.4	1.4	0.3	0.9	0.2	0.7
	補助費等	4.6	14.2	4.7	15.1	4.7	14.7	4.7	14.7	5.3	16.1	6.7	20.1	7.2	19.4
	内一部事務組合	3.3	10.1	3.4	10.9	3.4	10.7	3.3	10.3	3.5	10.7	2.8	8.3	3.3	8.9
	繰出金	5.2	16.0	5.3	16.8	5.4	16.8	5.3	16.7	6.0	18.3	3.6	10.8	3.6	9.7
	投、出、貸	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1	0.3	-	-	-	-
経常収支比率	77.8%		83.4%		84.9%		85.0%		91.5%		89.4%		81.7%		

池田町のワースト順位（58町村中） H27：25位（77.8%）→ R3：12位（81.7%） R3町村平均 77.2%
近隣町村のワースト順位 R3 松川村 34位（75.8%）、白馬村 40位（74.3%）、小谷村 24位（78.8%）

**ポイント2
公債費の負担**

**財政を圧迫する借金返済額
実質公債費比率上昇中**

■ 実質公債費比率は県内町村でワースト3位

数年前からの事業拡大によって、町は毎年5～6億円の借金返済を余儀なくされ、これが財政悪化の一因となっています（【図表5】）。

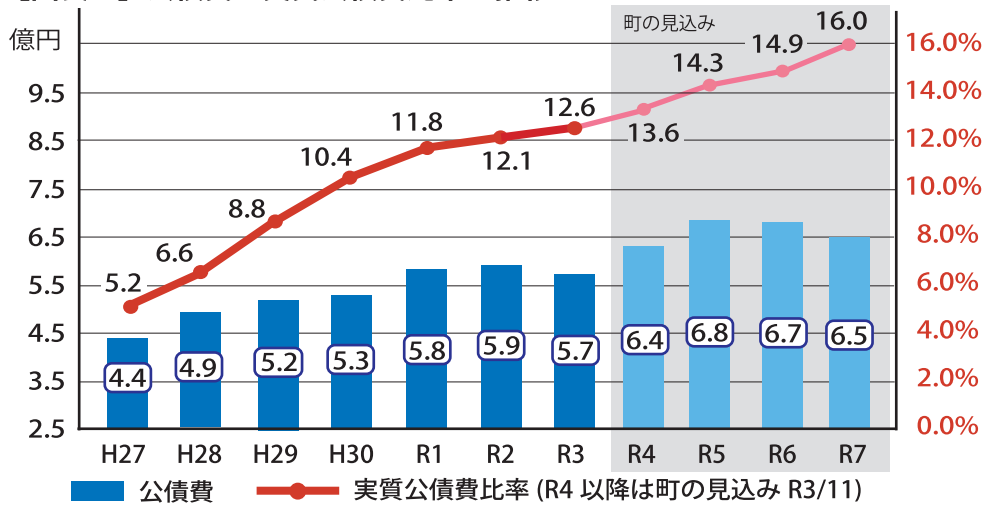
県内町村の中でのワースト順位も昨年度の4位から3位に上がるという不名誉な事態に（図表4）。

■ 財政危機対応期間中は新規起債の抑制・停止を

来年度以降、普通交付税や町税など歳入の減少が予想されるため、財政を安定させるためには、新たな借金を原則として行わないことが大事です。

会染保育園の改築問題や会染西部非農用地の整備、社口原農地問題など、大きな財源を必要とする事業がある現状では、それらの計画の推移が、今後の財政に大きな影響を及ぼす可能性があることに十分注意を払うべきです。

【図表5】 公債費・実質公債費比率の推移



【図表4】 実質公債費比率ワースト順位

単位：%

順位	町村	R3 比率	R2 比率
1	木島平村	14.7	14.4
2	白馬村	13.1	12.2
3	池田町	12.6	12.1
4	売木村	11.7	11.7
5	御代田町	11.6	12.6
6	長和町	11.4	11.6
7	小谷村	11.4	11.2
8	佐久穂町	11.0	11.4
9	大桑村	10.5	10.6
10	飯綱町	10.5	9.4
29	松川村	7.1	5.5
58町村平均		6.7	6.8

**ポイント3
基金の実情**

基金は若干回復、しかし将来の備えには程遠いのが実情

一時は枯渇するかに見えた池田町の財政調整基金は、国の普通交付税の増額などもあり、一定の回復を果たすことができました。しかし、【図表7】に見るように、若干の増額にすぎません。実際、

県内での池田町のランクは最下位に近いのです。

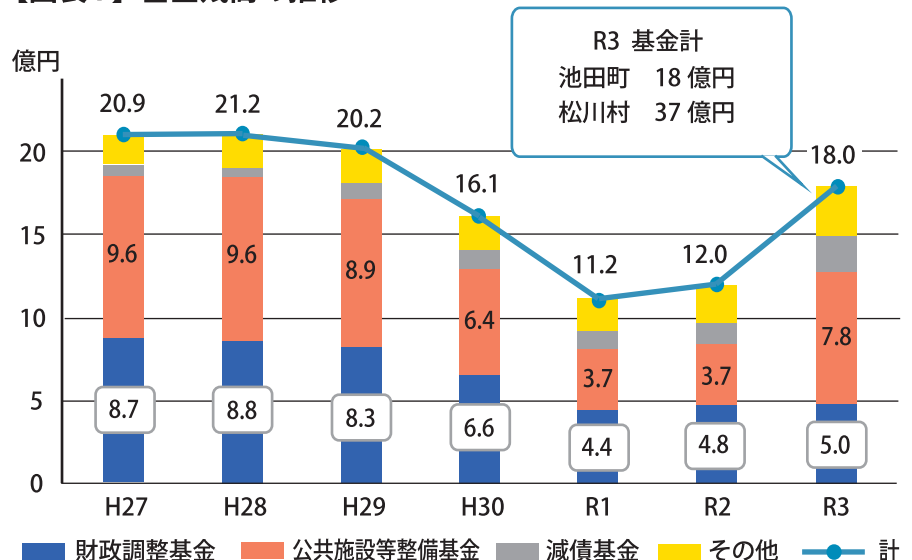
今後、公共施設改修などの大きな財源を必要とする事業に備え、今から計画的に基金を蓄えることは町の将来にとって極めて重要な課題です。

**【図表6】 R3 基金ワースト順位
(1人当たり金額)**

順位	町村	一人当たり金額(万円)	R2 順位
1	箕輪町	10.7	2
2	下諏訪町	11.6	1
3	高森町	16.1	5
4	小布施町	17.2	3
5	辰野町	18.0	7
6	松川町	18.4	6
7	池田町	18.8	4
8	南箕輪村	20.3	8
9	山之内町	21.9	9
10	飯島町	22.6	12
20	松川村	38.3	21

58町村 平均 47.6万円

【図表7】 基金残高の推移



答申項目一覧

区分			答申項目	実施に向けての行政の考え方と具体的な取組
答申	大項目	小項目		
第一次	職員数・人件費の削減	1	正規職員数の削減(→R8末=92名)	財政シミュレーションのとおり(早期退職者制度を活用し、R8末92名を計画。R4.4.1現在94名)
		2	正規職員の年齢構成の是正と昇格の厳格化	年齢構成は採用時に考慮する。昇格の厳格化は実施済み(R4当初の組織再編と人事異動でポストを削減済み)
		3	会計年度任用職員人件費の削減(→R8=R2比10%程度削減)	財政シミュレーションのとおり(大幅な削減は困難)
		4	人件費の削減(R8=R2比10%、1億円程度削減)	財政シミュレーションのとおり(R2→9で約54百万円△5.6%)
		5	育休職員の補充(会計年度任用職員の充当)	実施済み
	職員給料等の削減	6-1	正規職員給料等の減額(R4=一律5%削減)	削減しない
		6-2	管理職手当の削減(R4=50%削減)	削減しない
		7	会計年度任用職員報酬の減額(R4=一律2%削減)	削減しない
	組織体制の見直し	8	課の統合(R4=10課→8課)	実施済み
		9	係の再編・統合	実施済み
		10	課・係の再編・統合に当たっての留意点	実施済み
	早期退職制度	11	早期退職者制度の実施(R4・R5の2年限り)	実施済み(R3~5)
	その他	12	業務の合理化・効率化の推進	実施済みの組織改編にて対応済み。また、DX戦略などにより対応する予定
		13	公平な人事評価、人材の育成	人事評価制度や各種研修会にて対応
		14	互助会の公費負担の廃止	職員間で意見の相違があり結論がでていない
		15	残業代・各種手当の検討	削減しない
16		目標の確実な達成と検証	シミュレーションを更に精査し実現に向けて努力したい	
第二次	附属機関	17	附属機関の統合	各担当課に指示し、方向性を検討している
		18	委員の任命数の削減(原則10人以下)	各担当課に指示し、原則10人以下となるよう検討を進めている
	農業委員会	19-1	委員数の削減(次期改選R7=16人→14人)	各委員に時間を含めた活動の記録を依頼したので、活動の定量的把握を行い、来年度、各項目について一体的に検討する予定。当該団体からは定数を維持するよう要望がある
		19-2	委員等の報酬の検討(役割強化を踏まえて)	各委員に時間を含めた活動の記録を依頼したので、活動の定量的把握を行い、来年度、各項目について一体的に検討する予定。他市町村と比較するなどし検討したい
		20	農業委員会の機能強化、地域活動の強化	上に同じ
		21	地区割の再検討	上に同じ
		22	業務の効率化、実態把握	農地利用最適化推進会議と農業委員会総会の同日開催を検討(ただし人数が多くなるためコロナの感染拡大状況による)。あとは上に同じ
	議会	23	議員定数の削減(12人→10~11人)	池田町議会としては、1人減の11人と決定した。今後町民説明会を開催し町民の意見をうかがい、9月定例会に改正案の提出を目指したい
		24	議員報酬の増額	池田町議会としては、行財政改革推進委員会の答申内容も含め検討していきたい。議会議員の報酬改定は池田町特別職報酬審議会で審議することとなる

区分			答 申 項 目	実施に向けての行政の考え方と具体的な取組
答申	大項目	小項目		
		25	議会に対する町民の関心向上、機能強化	池田町議会としては、町民との懇談会を開催すべく都度検討しているが、新型コロナウイルス感染の状況で開催に至っていない。今後も状況を判断し積極的に行っていきたい
第三次	美術館	26	美術館の規模縮小(4部屋から半分、管理費用2千万以下)	規模縮小は行わない。創造館を併せて指定管理することにより、総合的な経費削減を図るとともに収蔵庫を始めとした空調整備更新、照明のLED化をすることにより電気料の削減を図る
		27	美術館の利活用の検討(R4中に複合施設として検討)	美術館は美術館として活用する
第四次	公共施設全般	28	公共施設の必要性の検討、不要な普通財産の売却・貸付け等	
		29	個別施設計画の見直し等による最適な管理運営	
		30	公共施設等整備基金の充実(庁舎建替えのための別途の基金の造成)	
		31	最適な管理運営方法(町の直営・業務委託・指定管理者制度等)、厳格な区分経理、客観的なモニタリングの実施	
		32	町による民間用地の借入の適法性の検討	
		33	文化・観光関連の公共施設のあり方に関する抜本的な見直し(移転を含む。)	
	保育園	34	(保育園児数の動向を見極めた上での)10年後を目途とする再編の検討	
		35	必要最低限の改修(1億円程度)	
		36	子育て支援の強化	
	小学校	37	(児童数の動向を見極めた上での)10年後を目途とする再編の検討	
		38	会染小学校の延命化(再編の検討結果までの間)	
	まちなかの賑わい拠点施設(シェアベースにぎわい)	39	独自事業との区分経理の厳格化、必要最小限の指定管理料の積算、客観的なモニタリングの実施	
		40	まちなかの賑わい創出拠点としての位置付けの明確化、イベント業務委託のあり方の検討	
	ハーブセンター(西側地区)	41	観光拠点としての機能の充実化と観光協会との連携、ハーブセンター全体としての一体感の連携	
		42	指定管理者制度の維持、客観的なモニタリングの実施	
		43	東西トイレの一体的な管理	
	ハーブガーデン(東側地区)	44-1	ハーブガーデンのコンセプト明確化による業務委託内容の大幅な見直し、指定管理者制度の導入	
		44-2	東西両地区を一体とした将来構想の検討	
		45	独自事業との厳格な区分経理、必要最小限の指定管理料の積算、客観的なモニタリングの実施	
46		不要な農地の返還、実勢価格を反映した借入料の引下げ		
創造館	47	農地法等の法令順守、借入方法の見直し		
	48	町内外へのPR、貸し館主体の運営の継続と必要最低限の人員配置(臨時職員への変更)		
庁舎等	49	文化的活動の拠点としての一層の有効活用		
	50	庁舎の建替計画に関する早急な検討、特定目的基金の計画的な造成(目標額・期限の明示)		
	51	職員駐車場(借地部分)の返還とその間までの職員による応分の負担、徒歩・自転車での通勤の奨励と近隣駐車場の利用		

区分			答 申 項 目	実施に向けての行政の考え方と具体的な取組	
答申	大項目	小項目			
	社会教育系施設 保健・福祉施設	52	公共施設の役割の明確化、不要な公共施設の普通財産化・売却・貸付		
		53	旧教育会館＝書庫以外の用途への可能性の検討		
		54	浅原六朗文学記念館＝広報の強化、利活用策の検討		
		55	岡麓終焉の家＝整備と文化財としての用途の模索		
		56	金の鈴会館＝あり方に関する早急な検討開始		
	その他の施設・土地	57	遊休財産の有効活用策の検討と未活用財産の売却・貸付		
		58	交流センターかえで東側スペース＝活用策の検討		
		59	会染西部地区ほ場整備創設非農用地＝町づくりに資する有効な活用プランの策定と議会・町民の合意形成		
	公共施設の使用料	60	現行使用料の維持		
		61	令和2年度の引上げ分の将来的な見直し、使用料の減免措置のあり方の検討		
		62	入場料を徴収する興行等の特例措置の検討		
	第五次	補助金の適正化	全般的な課題	63	補助金による政策誘導効果の発揮(政策目的を達成するためのインセンティブの付与)
64				補助金の算定根拠の明確化(特に補助割合)	
65				補助金の縦割り運用から一体的な運用への転換	
社会福祉協議会			66・67	算定根拠の明確化、補助事業と独自事業の事業割合に見合った補助割合に基づく算定	
			商工会	68	加盟事業者の減少に対応した事業規模の縮小
観光協会等				69	広域連携の促進、新事業の展開など事業規模の維持・増加
			観光協会等	70	イベント中心による事業からの脱却、事業の必要性・効果の精査と補助金の適正化
観光協会等				71	予算繰越し手続きの事務処理の厳格化
			観光協会等	72	観光協会の法人化に伴う独自財源の確保、同協会による方針・計画の策定と町による検証・議会報告
事務・事業の見直し		デジタル化による変革(DX)の推進		73・74	デジタル化・DXの推進による効率的・効果的な事務運営の実行、基本計画の策定・公表
			75	高齢者などのデジタル弱者への配慮	
			76	個人情報の保護、セキュリティの確保	
		行政サービスの質の向上	77	町民目線に立った行政サービスの質の向上	
			78	理事者、管理者のマネージメント能力(統治遂行力)の向上	
			79	規律ある職場環境の実現	
	80		職務能力の向上(組織的な育成、デジタル人材の採用)		
	81		地域住民との結びつきの強化(自治会パートナー制度の積極的な活用、住民相談の改善)		
情報公開等の徹底	82	行政情報の積極的な公開			
	83	情報公開の質の向上(ホームページの充実、自治会を通じた回覧・配布文書の内容の工夫)、積極的な情報開示			

3企町第47号
令和3年5月28日

池田町行財政改革推進委員会会長 様

池田町長 甕 聖章

諮 問 書

池田町行財政改革推進委員会設置条例第2条の規定に基づき、次の事項について貴委員会からご意見を賜りたく諮問いたします。

記

1. 組織・機構の改善に関すること

- ①**組織のスリム化**…効率的な組織にすることによって人件費削減を図る。
- ②**行政委員会等の適正化**…行政の関与する委員会・団体の必要性、人数、行政の関わり方を見直すことによって、事業費及び人件費削減を図る。

2. 公共施設の管理運営の改善に関すること

- ①**公共施設の統廃合検討**…マクロな視点から施設の統廃合を検討し抜本的な経常経費の削減を図る。
- ②**公共施設の管理運営形態の検討**…管理運営形態を見直すことにより経常経費の削減を図る。
- ③**使用料の適正化**…使用料の見直しの必要性を検討する。

3. 事務・事業の改善に関すること

- ①**補助金の適正化**…補助金を取捨選択し総事業費の削減を図る。
- ②**事業の見直し**…事業を取捨選択し総事業費の削減を図る。

4. 財政運営の改善に関すること

- ①**収入増策**…収入増策の考案。
- ②**中長期的財政シミュレーションの作成**

5. 行財政改革の計画策定・評価検証・見直しに関すること

- ①**行財政改革プラン（仮称）**…最終的な答申内容に加えて、人口ビジョンなどを織り込んだプランを作成し今後の指針とする。

令和3年11月8日

池田町長 甕 聖章 様

池田町行財政改革推進委員会
会長 山沖 義和

行財政改革に関する第一次答申

池田町は、少子高齢化の波を受けた急激な人口減少と公共施設等の老朽化が進む中、近年、課・係の細分化などを進め、職員数を平成28年度と比べて10人以上も増やすなど、人件費を初めとした経常的経費を増大させました。また、多数の大型事業によって公債費を増大させ、財政調整基金の取崩しにより不足分を補っており、財政規律の緩みを生んできました。今後、経常的経費と投資的経費の配分バランスが大きく崩れることが予想され、財政は危機的状況に陥っています。

このため、令和3年度予算編成に向けて、急遽、「3億円削減プロジェクト」を実施し、歳出削減を図りましたが、歳出構造の抜本的な是正には至っていません。

今日の財政危機を招いた行政、とりわけ理事者の責任は極めて重いと言わざるを得ません。

このような状況を踏まえ、池田町行財政改革推進委員会設置条例（令和3年池田町条例第11号）に基づき令和3年5月28日に本委員会が設置され、池田町長から本委員会に対して、諮問書（同日付3企町第47号）に基づき5項目にわたり諮問が行われました。本委員会では、諮問事項1「機構・組織の改善に関すること ①組織のスリム化」について、6回にわたって慎重に審議した結果、下記の通り答申をまとめましたので、確実に実施されるよう要望します。

なお、本答申では、聖域なく、抜本的な改革を求めており、中には厳しい内容が含まれています。しかし、当面する財政危機を克服し、池田町の持続可能な維持・発展の土台を築くため、町役場職員が自らの問題として捉えて率先して取り組むとともに、町議会議員、さらには町民と一丸となって、全力を尽くすことを期待します。

記

I. 人件費の削減、組織・機構の見直しに当たっての基本的考え方

本委員会は、次に示す基本的考え方に立って早急に抜本的改革を実施することが肝要であると考えます。

- (1) 行政にあつては、自らが池田町の財政危機を招いたという反省に立ち、役場全体として本答申を着実に実施する姿勢を示すこと。
- (2) 正規職員数（任期付き職員を含む。）を適正な規模に削減し、会計年度任用職員を含む人件費を大幅に削減すること。
- (3) 現在の組織・機構を根本的に見直し、各課・係の統廃合を進め、役職ポストの削減など組織のスリム化を図るとともに、職務細分化による弊害を除去し、行政に要請される課題に的確に応えられる体制を築くこと。
- (4) 令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間を財政危機緊急対応期間（以下、「緊急対応期間」という。）と位置付け、集中的に本答申の盛り込まれた事項に取り組むこと。
- (5) 池田町が力を入れてきた福祉・教育などを初めとする行政サービスの質を劣化させないよう努力すること。また、防災、環境など、時代の要請に応えられる能力を高めること。
- (6) IT、OA など社会のデジタル化の進展の成果を取り込み、事務の合理化を進めるとともに、計画的な人材育成プログラムの整備や庁内における活発な意見交換などを通じて職務遂行能力の向上に努めること。
- (7) 役場内に統一感と緊張感のある雰囲気醸成し、規律ある職場環境を作る

Ⅱ. 取り組むべき具体的対策と目標

1. 職員数・人件費の削減

(1) 正規職員数の削減

緊急対応期間内に正規職員数を 92 名とする。

併せて、現行の池田町定員管理計画を見直すとともに、正規職員数に見合った定数となるよう池田町職員定数条例の改正を前向きに検討する。

(2) 正規職員の年齢構成の是正と昇格の厳格化

人件費の削減目標を達成するとともに行政組織の持続可能性を維持するため、年齢構成の是正及び役職への昇格の厳格化などを進める。

(3) 会計年度任用職員に係る人件費の削減

緊急対応期間内に会計年度任用職員に係る人件費を令和 2 年度決算比 10%程度削減する。その際、国からの補助や財源措置に十分配慮する。

(4) 人件費の削減

職員数の削減、昇格の厳格化などの措置を講ずることにより、緊急対応期間内に人件費を令和 2 年度比 10%、1 億円程度削減する。

(5) 人件費・職員数削減に当たっての留意点

育児休業の職員の補充は、原則として正規職員を採用することなく、会計年度任用職員を充当する。

2. 職員給料等の減額

(1) 正規職員給料等の減額

財政危機に対する行政責任を明らかにするとともに、人件費の削減目標達成にも資する観点から、緊急対応期間の初年度に当たる令和 4 年度の 1 年間、職員給料を一律 5%引き下げる。また、管理職にあつては、その職責の大きさに鑑み、管理職手当を 1 年間、50%削減する。

(2) 会計年度任用職員報酬の減額

人件費削減目標達成の観点から、会計年度任用職員についてはフルタイム（期末手当支給対象）の職員に限り、令和 4 年度の 1 年間、報酬を一律 2%引き下げる。

3. 組織体制の見直し

細分化された業務分担の弊害を排除し、統一的な視点に立った業務遂行及び業務の効率化を図るとともに、役職ポストの削減に資する観点から、次に示す通り課・係の再編・統合を図る。

(1) 課の統合

緊急対応期間の初年度に当たる令和 4 年度に次に示す通り課を統合・再編し、現在の 10 課を 8 課とする。

- ① 総務課と企画政策課を統合し、総務課とする。
- ② 産業振興課と建設水道課を統合し、振興課とする。

(2) 係の再編・統合

係の数を抑制するとともに、複数の職員で職務に責任を負う体系を確立する観点から、少なくとも 1 人で構成されている移住定住促進係、花とハ

ープの里推進係、商工係、土木係、建設管理係を整理するなど、係の再編・統合を進める。

(3) 課・係の再編・統合に当たっての留意点

- ① 防災、環境など、時代の要請に応えられる体制を整備するなど、課・係について不断に見直しを図る。
- ② 総務課にあつては、庁内の取りまとめ部局として、企画・財政も含めた総合調整機能を果たす。
- ③ 池田町の発展に資するため、産業振興課と建設水道課の統合に当たっては、これまで以上に産業振興に注力する。
- ④ 組織体制として曖昧な位置づけである危機管理対策室を危機管理対策係又は防災・減災係とし、平時における災害対策機能とともに、災害時に設置される庁内横断的な組織である災害対策(警戒)本部の事務局機能を強化する。
- ⑤ 係の名称については、「町づくり推進係」を「企画政策係」に、「環境整美係」を「環境係」に改称するなど、住民に分かり易く、かつ業務内容を的確に反映したものにする。

4. 早期退職者制度の実施

人件費の削減を図る観点から、緊急対応期間の当初2年間に当たる令和4・5年度の時限的な措置として、年度末年齢45歳から54歳までの正規職員を対象に早期退職者制度を実施する。

なお、同制度の運用に当たっては、職員の年齢構成のバランスに留意する。

5. その他

(1) 業務の合理化・効率化の推進

業務内容の精査を図るとともに、デジタル技術を積極的に導入するなどの施策を講じることにより、業務を見直し、その合理化・効率化を推進する。

(2) 公平な人事評価の確立及び人材の育成

年功序列を改め、職務遂行能力・評価に基づいて昇進・昇格できる公平な人事評価を確立する。

併せて、各種研修プログラムを計画的・効果的に実施するとともに、庁内での活発な意見交換を通じて、職員の職務能力を向上させる。

(3) 互助会への公費負担の廃止

人件費の削減を図る観点から、互助会への公費負担を廃止する。ただし、今後とも職員の福利厚生については配慮する。

(4) 残業代・各種手当てのあり方に関する検討

人件費削減の観点から、残業代、各種手当てのあり方について検討を深める。

(5) 目標の確実な達成と検証

緊急対応期間内のロードマップを策定して計画の執行状況を可視化し、当委員会の検証を受ける。

(以上)

令和4年1月27日

池田町長 甕 聖章 様

池田町行財政改革推進委員会
会長 山沖 義和

行財政改革に関する第二次答申

本委員会は池田町行財政改革推進委員会設置条例（令和3年池田町条例第11号）に基づき設置され、池田町長からの諮問書（令和3年5月28日付3企町第47号）を受けて以降、行財政改革に関する検討を進めています。

池田町が現下に直面する厳しい財政状況を脱却するにあたり、歳出構造の抜本的な是正が求められています。本委員会では、職員数・人件費の削減及び役場体制の見直し等について第一次答申を提出したところですが、組織・機構の改善に向けては附属機関・農業委員会や議会に関する検討も欠かせず、引き続き諮問事項1「組織・機構の改善に関すること ②行政委員会等の適正化」について審議を進めて参りました。

附属機関においてはその機能向上を図るべく、今後は機関の統合を進めるほか、委員の任命数を見直すことが有益と思われれます。農業委員会においては農業の担い手不足を解消し、持続可能な農業を推進するため、その機能強化と効果的・効率的な業務遂行に向けた見直しが求められます。さらに、議会においては他の町村と同様、議員のなり手不足や議会に対する町民の関心低下といった課題に直面する中、その克服に向けた対策が求められています。

本答申を下記の通りまとめましたので、確実に実施されるよう要望します。なお、本答申は行財政改革の観点から町長へ提出するものではありませんが、議会に関する部分については二元代表制の趣旨を踏まえて前向きにご検討されることを期待します。

記

1. 附属機関に関して取り組むべき対策

附属機関のあり方を再検討するにあたって、①引き続き業務の推進が求められる機関については「存続」、②当初の意義・役割を果たし終えた機関については「廃止」、③一体化を通じて機能向上が期待される機関については「統合」を行うとともに、委員任命数のスリム化を図ることを基本とする。

(1) 附属機関の統合

一体化を通じて機能向上が期待される附属機関について統合を行う。例えば、以下の機関については統合の検討を行う。

- ① 農業問題協議会、農業振興地域整備計画審議会、農業構造政策推進協議会
- ② 放課後子ども総合プラン運営委員会、学びの郷活性化委員会
- ③ 子ども・子育て会議、青少年問題協議会
- ④ 図書館協議会、浅原六郎文学記念館協議会
- ⑤ クラフトパーク運営協議会、美術館運営協議会、創造館運営委員会

(2) 委員の任命数の削減

附属機関の任命数について、原則として10人以下とする。(現行で10人以下の機関についても再度、その必要性を検討する。)ただし、研修業務や普及活動等により10人を超えた人数を任命する場合は、その必要性について根拠を明確にする。例えば、以下の機関については任命数削減の検討を行う。

- ① 防災会議
- ② 国民保護協議会
- ③ 移住定住推進協議会
- ④ 新型インフルエンザ等対策本部

2. 農業委員会に関して取り組むべき対策

農業委員会の制度改正(平成28年施行)により、農地利用最適化推進委員が新設され、農業委員会の機能強化が求められているところであり、農

地利用の最適化と持続的な農業を推進する上で、農業委員会及び委員の地域活動の重要性が一層高まっている。農業委員会のあり方を再検討するにあたっては、町の財政状況を踏まえて委員数の削減を図る一方、あわせて農業委員会の機能強化や効果的・効率的な業務遂行を図ることが肝要と考える。

(1) 委員数の削減及び報酬の検討

行財政改革を推進するにあたり、農業委員及び農地利用最適化推進委員の委員数は現在 16 人のところ、次期改選時（2025 年）に 14 人とする。また、次期改選時以降の報酬については、委員の役割強化の取り組みを踏まえて、適切な時期に検討する。

(2) 農業委員会の機能強化

農業の担い手不足を解消し、持続可能な農業を推進するため、農業委員及び農地利用最適化推進委員が引き続き「人・農地プラン」の充実に貢献し、各地区において担い手の確保や農地の保全・集約化を進めるとともに、町や JA 等と連携しながら地域活動の強化を通じて、農業委員会の機能強化を図る。

(3) 地区割の再検討

申請・仲介件数などで地域差が生じている状況を踏まえ、委員間の業務平準化とそれによる効果的な業務遂行を図るべく、実態に即して委員の地区割を再検討する。

(4) 業務の効率化及び実態把握

農業委員会における運営の効率化を図るべく、農業委員会総会及び農地利用最適化推進会議の同日開催を進める。また、農業委員会の機能強化と効果的な業務遂行に向けて、委員の業務について定量的な実態把握を行う。

3. 議会に関して取り組むべき対策

議会自らが議会活動の充実に着手し、その魅力を高めるため、議員のなり手不足解消に向けて議員定数の削減及び議員報酬の増額を図るとともに、議会に対する町民の関心向上に一層努めることが肝要と考える。

(1) 議員定数の削減

議員定数を 10～11 人へ削減することについて検討する。

(2) 議員報酬の増額

町の厳しい財政状況を踏まえ、議員定数削減の範囲内で全議員を対象に報酬を増額することについて検討する。その際、若手議員の増加にも配慮し、メリハリをつけた報酬増額を検討することも有意義である。

(3) 議会に対する町民の関心向上及び議会の機能強化

議会においては議会基本条例の内容を着実に実施し、議会に対する町民の関心向上に一層努めるとともに、議員活動のサポート強化を進め、議員のなり手不足解消を図る。例えば、報告会・懇談会の充実、模擬議会の開催、政策サポーターの導入、議会事務局の強化、兼業・請負禁止規定における禁止範囲の明確化などについても検討する。

(以上)

令和4年3月25日

池田町長 甕 聖章 様

池田町行財政改革推進委員会
会長 山沖 義和

行財政改革に関する第三次答申

本委員会は池田町行財政改革推進委員会設置条例（令和3年池田町条例第11号）に基づき設置され、池田町長からの諮問書（令和3年5月28日付3企町第47号）を受けて以降、行財政改革に関する検討を進めています。

本年1月27日に第二次答申を提出したところですが、引き続き諮問事項2「公共施設の管理運営の改善に関すること」のうち、北アルプス展望美術館について審議を進めて参りました。

北アルプス展望美術館（池田町立美術館）は平成6年の開設以降、池田町における芸術文化の象徴的施設として大きな役割を果たしてきました。しかし、平成20年の「芸術文化による地域振興検討委員会」答申では、それまでの過大な財政負担やその運営方法の改善が指摘されました。それを受け、指定管理制度への移行や施設名の変更といった対応が採られたほか、経費節減やオリジナルの企画展示が開催されるなど、一定の成果が見られたものの、近年の状況は課題解決に向けた対策としていまだ道半ばです。

美術館施設は池田町民の共有財産であり、今後のあり方については引き続き広く町民の声を聴きながら検討を進めることが重要です。他方、池田町が現下に直面する財政状況を脱却するためには、公共施設の管理・運営も含めて経常的経費を削減し、歳出構造の是正を図ることが欠かせません。これらの事情を踏まえるとき、美術館運営として規模縮小を進めるとともに、今後は複合的施設としての利活用を含む美術館施設の発展的利用に向けた検討が求められます。

このような考え方のもと、本答申を下記の通りまとめましたので、適切に対応されるよう要望します。

美術館運営に関して取り組むべき対策

(1) 美術館の規模縮小

令和5年度から美術品展示スペースを現在の4部屋から半分（2部屋）以下に縮小するとともに、現在、町が3,000万円程度負担している管理運営費用（電気代を含み、修繕費を除く）を毎年2,000万円以下に抑える。また、計画的かつ効率的な維持修繕に努め、施設の長寿命化を図る。

(2) 美術館施設の利活用の検討

上記(1)に示した美術館の規模縮小の下、行政において文化、教育、行財政等の観点から広く町民の意見を聴き、令和4年度中に複合的施設としての利活用を含む美術館施設の発展的利用に向けた検討を行い、適切な対応をとる。

(以上)

令和4年8月10日

池田町長 甕 聖章 様

池田町行財政改革推進委員会
会長 山沖 義和

行財政改革に関する第四次答申

本委員会は池田町行財政改革推進委員会設置条例（令和3年池田町条例第11号）に基づき設置され、池田町長からの諮問書（令和3年5月28日付3企町第47号）を受けて以降、行財政改革に関する検討を進めています。

本年3月25日には、諮問事項2「公共施設の管理運営の改善に関すること」のうち「北アルプス展望美術館」に関する第三次答申を提出したところですが、引き続き「公共施設の管理運営の改善」に関して審議を進めてまいりました。

今後も少子高齢化が進む一方、公共施設・インフラの老朽化等に対応した財政需要の増加が見込まれることを踏まえ、池田町に散在する公共施設全体について、身の丈に合った規模とするとともに各施設間の連携を一層図るため、それらの役割や必要性を十分に吟味し、有機的に活用を図るグランドビジョン（将来構想）を検討する必要があります。

なお、池田町による公共施設の管理運営については、「Ⅰ．公共施設全般に係る課題と対応策」と「Ⅱ．個別施設に係る課題と対応策」に分けて答申することとし、特に後者については、問題点を提示していることから、その意味を十分に踏まえ、答申に盛り込まれた対応策を実施する必要があります。

このような考え方のもと、本答申を下記の通りまとめましたので、適切に対応されるよう要望します。

記

Ⅰ．公共施設全般に係る課題と対応策

1. 急激な人口減少を勘案しつつ、当該施設の行政目的や交流の場としての機能及び公共施設の効率的な運用の観点から、その必要性を検討することが求められる。特に、財政危機への対応の観点から、普通財産については十分に精査の上、不要な場合は早急に売却・貸付を図る。
2. 施設の効果的な運用と長寿命化を図るため、現行の個別施設計画を早急に見直すとともに、定期的に評価・改善を行い、将来に渡って最適な管理運営が実現できるよう努める。

3. 公共施設の老朽化に対応するため公共施設等整備基金の充実に努めるとともに、当面の行政課題の一つである庁舎建替え等については、別途、基金を造成する。また、基金の造成に当たっては、目標額・期限を明確に示すとともに、計画的に積み立てる必要がある。
4. 公共施設の役割や管理方法、区分經理の可否などを十分に吟味の上、町の直営、業務委託、指定管理者制度等の中から最も適切な方策を検討する。

特に、指定管理者制度の採択に当たっては、当該施設の理念・役割（コンセプト）を明確化した上、維持管理のために真に必要な経費を指定管理料として積算するとともに、独自事業との区分經理を厳格に行う必要がある。また、第三者を含めた客観的かつ厳格なモニタリング・評価（注）を実施し、公表することが求められる。

（注）本答申において、「モニタリング・評価」とは、指定管理業務の実施状況について定期的に点検・評価（自己点検・評価などを含む。）を行い、そられに基づき指導・監督することを指す。
5. 町による民間用地等の借入に当たっては、法の執行者として農地法を初めとした法律を慎重に運用の上、当該借地の必要性を十分に吟味し、不要な場合には早急に返還する必要がある。
6. クラフトパーク、ハーブセンターなどの文化・観光の拠点となる施設については、町の賑わいを取り戻すとともに「花とハーブの里」と「ワインのまち」としてふさわしい施設とするため、公共施設全般について移転も含めて抜本的に見直し、池田町の魅力を高める必要がある。

Ⅱ. 個別施設に係る課題と対応策

1. 保育園

【問題点】

- ① 会染保育園の改修・改築については、(a)大規模な増築が必要な池田保育園との統合案（4億円程度）、(b)現地建替え案（7億円程度）の2択しか示されていない。
- ② 一方、少子化が急速に進む中、種々の少子化対策は講じられているものの、その効果については不透明感がぬぐえず、顕著な改善が見られないケースでは、7～8年後には保育園児数は現在の6割程度まで落ち込む可能性も十分にある。その場合、例えば、池田保育園を大規模に増築しなくても、両園を統合することも可能になる。
- ③ 財政状況の厳しさが増すとともに少子化が進む中、保育園の持つ地域での教育的機能やコミュニティの中心としての役割をどう守るかについて、行政・議会・町民の合意が形成されていない。

【対応策】

- ① 池田町における保育園児数の動向を見極めつつ、保育園の統合も視野に入れて、10年後を目途に改めて保育園の再編について検討を行う。
- ② それまでの間、会染保育園の建物については園児の安全な保育環境のために必要となる最低限の改修（1億円程度）に留める。
- ③ 保育園・小学校は、子育てに関わる中核施設であるだけでなく、地域の連携を図る役割を担っていることを念頭に置きつつ、子育て支援の強化など有効な少子化対策を講じる。

2. 小学校

【問題点】

- ① 児童数についても、保育園児数の推計と同様、種々の少子化対策により顕著な改善が見られない場合、大幅に減少する可能性があり、1つの小学校だけで全児童数を収容することが可能になることも考えられる。
- ② 一方、会染小学校に関しては、町の財政シミュレーションでは、老朽化に伴い、令和7年度には大規模改修（3億円程度）を行う計画が立てられている。
- ③ 保育園と同様、子どもたちの教育をどのようにすべきか、地域での小学校の果たす役割がどのようなものなのか、財政状況の悪化のもとで今後どうあるべきかの議論が十分行われていない。

【対応策】

- ① 保育園に関する検討の基本的な方向と同様、池田町における児童数の動向を見極めつつ、池田小学校・会染小学校の統合も視野に入れて、10年後を目途に改めて池田町における小学校の再編について検討する。
- ② その間、安心・安全の観点を踏まえつつ、会染小学校の改修を行い、その延命化を図る。また、地域での教育の拠点として果たすべき役割を明確化した上で、その充実を図る必要がある。

3. まちなかの賑わい拠点施設（シェアベースにぎわい）

【問題点】

- ① 当該施設の狭さと相俟って、まちなかの賑わいを創出するための拠点としての位置付けが曖昧となっている上、イベント業務の委託を受けている「まちなかの賑わい創出業務」についても、その費用対効果が不透明である。
- ② 当該施設の維持管理業務と独自事業である飲食物の販売等の業務が混在しており、これらの業務の区分経理も厳格に行われておらず、経費の流用が行われているおそれがある。

- ③ 特に、指定管理料については、その積算根拠が不明朗であり、実際の運用に当たっては十分な精査が行われておらず、維持管理業務経費として過大に支払われているおそれが拭き切れない。
- ④ 指定管理者の選定に当たっては、公募が基本であるにもかかわらず、これまで公募が行われていない。
- ⑤ 指定管理者に対する年度毎の業績評価が行われておらず、改善策も示されていない。

【対応策】

- ① 施設管理に真に必要な経費として積算した指定管理料を上限とした上で、公募により指定管理者を決めるとともに、独自業務の区分経理を厳格に行う。その活動業績については、第三者を含めた客観的かつ厳格なモニタリング・評価を実施する。

なお、指定管理料の積算に当たっては、現行の「年度末時点での実績精算」を前提とした過大計上は厳に慎む。

- ② まちなかの賑わいを創出するための拠点としての位置付けを明確にすべく、その役割（コンセプト）を検討する。また、イベント業務委託（まちなかの賑わい創出業務）については、一旦、廃止し、まちなかの賑わい創出業務のあり方について費用対効果も含めて検討する。

4. ハーブセンター（西側地区）

【問題点】

- ① 当該施設がハーブセンターとしての機能から物産品販売・開発という機能に変遷した経緯を踏まえて、その位置付けや役割が曖昧となっている。
- ② 活性化施設1号・2号（現在、シャノワール・野のかおりが運営）はハーブセンター本体（現在、てる坊市場が運営）との関連性に乏しい上、最近では休業も多い。
- ③ 東側地区との連携がなく、「花とハーブの里」の拠点としての一体感が無い。
- ④ 指定管理者の毎年度の活動業績に対して事後評価が十分に行われていない。
- ⑤ 東西のトイレ管理については、その管理実態も、契約形態も一貫性がない。

【対応策】

- ① 現在、ハーブセンターが担っている「物産品販売・開発という機能」に加えて、「観光拠点としての機能」も充実すべく、観光協会との連携を図る。また、活性化施設1号・2号については、その活性化を図り、ハーブセンター全体としての一体感を高める。そのため、活性化施設1号・2号については、別途の指定管

理者を公募することも一案である。併せて、東側地区との連携を深める方策を検討する。

- ② 現行の指定管理者制度を維持する。その際、その活動業績については第三者を含めた客観的かつ厳格なモニタリング・評価を実施する。
- ③ 東西のトイレ管理については、管理実態・契約形態を含めて抜本的に見直し、一体的に管理する必要がある。

5. ハーブガーデン（東側地区）

【問題点】

- ① 町による業務委託（ガラス温室や自然農法試験ほ場等）と使用許可による収益業務（乾燥作業所やハーブ温室の店舗部分、ほ場の一部）が混在しており、これらの業務の区分経理も厳格に行われていない。
- ② 業務委託に当たっての維持管理費の積算根拠が不明朗であり、妥当性に欠けるおそれがある。
- ③ 「花とハーブの里」の拠点としての位置付けや計画が不明確である。また、西側地区と東側地区の一体感がなく、場当たりの施設運営となっている。
- ④ 町による農地の借入・貸出（使用許可）に当たって、農地法による許可を得ずに行うなど、農地法に抵触するおそれがあることから、ほ場等については早急に問題点の解消を図る必要がある。

【対応策】

- ① ハーブガーデンの役割（コンセプト）を明確にし、委託業務内容（町の直営による業務委託）を大幅に見直した上で、指定管理者制度を導入する。また、早急に東西両地区を一体とした将来構想を検討する。
- ② 指定管理者制度の導入に当たっては、指定管理料として施設管理に真に必要な経費を積算した上で公募するとともに、独自事業との区分経理を厳格に行う。
併せて、その活動業績については第三者を含めた客観的かつ厳格なモニタリング・評価を実施する。
- ③ 業務内容の見直しに当たって、当面は、早急に業務の必要性を精査の上、不要な農地を返還するとともに、引き続き借り入れる農地については、実勢価格を勘案して早急に借入料の一段の引下げ交渉を開始する。
- ④ 特に耕作を行っている土地に関しては、農地法に抵触するおそれがあることから、早急に借入方法について検討し、必要があれば、農業委員会の許可のもと、耕作者が直接に借り入れる方法等に改める。

6. 創造館

【問題点】

- ① 当該施設は都市公園法のもとでの体験学習施設として建設されたものの、

平成 20 年の芸術文化による地域振興検討委員会答申における指摘事項(注)が何ら解決されず、放置されたままとなっている。

(注)「十分な指導者を置かず、貸館が主となっている」、「創造館運営委員会が機能していないので、新たな展開が難しい」、「スタインウェイのピアノの活用がまだ十分とはいえない」、「貸館業務が主体となっていて、本来の施設を使つての常設教室の運営ができない」など

- ② 現行は正規職員 1 名（及び委託職員 1 名（夜間・休日））の人員配置となっているため、貸し館主体の運営に限定されているもかかわらず、人件費が高くなっている。
- ③ 広報活動（PR）の不足などのため、創造館の利用者数が極めて限定的になっており、その活性化が求められている。

【対応策】

- ① 町の財政状況を勘案して、当面は、町内外への PR に努めるとともに、貸し館主体の運営を継続することとし、必要最低限の人員配置として、例えば正規職員ではなく、臨時職員に変更する。
- ② 将来的には、平成 20 年の芸術文化による地域振興検討委員会答申なども参考にしつつ、住民の文化的活動の拠点として一層の有効活用を図る。

7. 庁舎等

【問題点】

- ① 庁舎については老朽化（建築から約 50 年が経過）が進み、外壁の亀裂や雨漏りなどの問題が生じており、近い将来、建て替える必要がある。
- ② 厳しい財政状況の中、庁舎・職員駐車場は、個人等から借り入れた土地にあり、相応の借地料を支払っているにもかかわらず、職員駐車場に関しては無料で駐車できることとしている。

【対応策】

- ① 老朽化や借地の解消などの観点から、早急に庁舎の建替計画に関する検討を開始し、特定目的基金を新たに造成して、目標額・期限を明示した上で、計画的に積立てを行う。
- ② 借地である職員駐車場については、契約更新時（令和 8 年末）には原則として当該借地を返還するとともに、健康増進や環境対策の観点から、近隣に居住している職員については基本的に徒歩・自転車での通勤とする方針を示した上で、車通勤の職員に関しては近隣の町駐車場を利用するなどの対応策を検討する。

なお、契約更新までの期間は使用料として職員から応分の負担を求める。

8. 社会教育系施設（旧教育会館、浅原六朗文学記念館、岡麓終焉の家）、産業系施設（金の鈴会館等）、保健・福祉施設（総合福祉センターやすらぎの郷）

【問題点】

- ① 旧教育会館については、書庫としての役割に限定されており、十分に活用されているとは言い難い状況にある。
- ② 浅原六朗文学記念館については、隣接していた公民館が移設されたため、立地的な観点からも十分に利活用されていない。
- ③ 岡麓終焉の家は放置されたままとなっており、その文化的価値が忘れ去られている。
- ④ 金の鈴会館については、新耐震基準を満たしておらず、老朽化も進んでおり、公的施設としての用途には適さなくなっている。

【対応策】

- ① 公共施設の役割を明確化した上で、不要な公共施設については早急に普通財産とし、売却・貸付を検討する必要がある。
- ② 旧教育会館については書庫以外の用途の可能性も検討し、その活用を図る。
- ③ 浅原六朗文学記念館については十分に広報（PR）を行うとともに、その移転を含めて利活用策を検討する必要がある。
- ④ 岡麓終焉の家については整備を行った上で、歌碑とともに見学できるようにするなど文化財としての用途を模索する。
- ⑤ 金の鈴会館のあり方について早急に検討を開始する。

9. その他の施設・土地（普通財産、交流センターかえで東側スペース等）

【問題点】

- ① 旧池田北保育園、旧広津小学校など使用計画のない普通財産（遊休財産）が散見される。
- ② 交流センターかえで東側スペースについては、社会資本総合整備事業に伴って商業エリアとして町が購入したものの、何らの活用策も示されず、放置されたままとなっている。
- ③ 町による購入予定のある会染西部地区ほ場整備創設非農用地に係る活用策については、多額の費用を伴う計画を示しながら、いまだ町内の合意が得られていない状況にある。

【対応策】

- ① 遊休財産については、その有効活用策について精査し、それでも未活用な財産については早急に売却・貸付を行う必要がある。

例えば、少子化対策やまちなかの空洞化対策のため、移住・定住を図る観

点から若者向け住宅を造成するなど遊休施設の有効活用を図ることも一案である。

- ② 交流センターかえで東側スペースについては、まちなかの賑わいを取り戻すため、早急に活用方策を検討する必要がある。
- ③ 会染西部地区ほ場整備創設非農用地については、将来に渡って持続可能な活用という観点から、町づくりに資する有効なプランを策定し、議会・町民の合意を得る必要がある。

10. 公共施設の使用料

【問題点】

- ① 財政状況の逼迫に対応して令和2年度に公共施設の使用料等の一部を引き上げている。
- ② 他の市町村と比べて、使用料金の減免措置が限定的である。
- ③ 入場料を徴収する興行であっても、町の定める使用料が一律に適用されることとなっている。

【対応策】

- ① 当面、現行の使用料を維持する。
- ② 将来的には、財政状況の改善を図りつつ、令和2年度に改訂された総合福祉センター（やすらぎの郷）の入浴料等を元に戻すことも含めて見直す。また、他の市町村の例も参考にして、使用料の減免措置のあり方について検討する。
- ③ 一部の施設（創造館・交流センター・総合体育館等）については、入場料を徴収する興行に対して、使用料に関する特例規程（例えば、収益の一定割合を上乗せするなど）を盛り込むことについて検討する。

(以上)

令和4年10月26日

池田町長 甕 聖章 様

池田町行財政改革推進委員会
会長 山沖 義和

行財政改革に関する第五次答申

本委員会は池田町行財政改革推進委員会設置条例（令和3年池田町条例第11号）に基づき設置され、池田町長からの諮問書（令和3年5月28日付3企町第47号）を受けて以降、行財政改革に関する検討を進めています。

本年8月10日に諮問事項2「公共施設の管理運営の改善に関すること」に関する第四次答申を提出した後、引き続き諮問事項3「事務・事業の改善：①補助金の適正化、②事業の見直し」に関して審議を進めてまいりました。

少子高齢化の進展に伴い歳入減が見込まれる中、今後は放漫な財政運営を厳しく戒め、池田町の将来のために必要かつ効果的な補助金や事業に絞る必要があります。特に、補助金に関しては、池田町の目指す姿（将来像）をしっかりと定めた上で、それに対応して必要性や効果を十分に吟味し、有機的に活用することが求められています。

このような考え方のもと、本答申を下記の通りまとめましたので、適切に対応されるよう強く要望します。

なお、本答申においては、「Ⅰ. 基本的な考え方」を示した上で、「Ⅱ. 補助金の適正化について」と「Ⅲ. 事務・事業の見直しについて」に分けて、課題と対応策を示しています。特にⅡの補助金の適正化については、「全体的な課題と対応策」と「個別の課題と対応策」に分けるとともに、問題点も指摘していることから、その意味を十分に踏まえ、答申に盛り込まれた対応策を実施することを求めます。

記

Ⅰ. 基本的な考え方

1. 池田町の将来像の策定とそれに適合した補助金の選定、事務・事業の改善

- ① 町の財源には限りがあることに鑑みて、補助金については総花的に交付するのではなく、池田町の「将来像（将来ビジョン）」を見極め、それに見合った補助金を選定し、効果的に補助金を交付するとともに、事務・事業について将来ビジョンにふさわしい内容とする必要がある。

② 特に、補助金については、まずは池田町が直面する諸課題のうち子育て支援策など緊急度の高い課題を吟味し、それらの対応策について計画及び方針を定め、それに適合した補助金を選定するとともに、第6次池田町総合計画（後期基本計画）に反映する。

また、中長期的には、将来ビジョンとその財政計画を策定の上、それに適合した補助金を選定する。

2. 透明性の確保

① 補助金の決定、事務・事業の実施に当たっては費用対効果を勘案するなど、証拠・データに基づき政策を決定^(注1)し、総合計画などに反映の上、ロードマップを作成する。

(注1) 証拠・データに基づき政策決定することを EBPM(=Evidence Based Policy Making) と言う。

② 費用対効果や事務遂行状況の検証結果については広く公表するなど、情報公開の推進を図る。

③ 補助金の交付後、あるいは事務・事業の実施後は、第三者評価機関による事務遂行状況を検証の上、絶えずその見直しを図る^(注2)。

(注2) 計画から評価・改善までの一連の手続きを PDCA (=Plan・Do・Check・Action) サイクルと言う。

II. 補助金の適正化について

≪ A. 全般的な課題と対応策 ≫

1. 補助金による政策誘導効果の発揮（政策目的を達成するためのインセンティブの付与）

① 補助金は政策誘導を行う有効な手段であることから、町の目指す政策目標を明確に定めた上で、それを達成するために補助金を効果的に活用する。

② 補助金の交付に当たっては、可能な限り「政策的効果とは関係なく、定額・定量的に交付する方式」から「政策効果を発揮させる形で補助金を交付する方式」に変更することとし、前者の方式を採用する場合はその理由を公表する。

2. 補助金の算定根拠の明確化

① 補助金の決定に当たっては、真に必要な補助額とし、その算定根拠を明確化した上で、公表を行う。

② 特に、社会福祉協議会・商工会・観光協会等の団体に対する補助金（以下、「団体補助」と言う。）については、例えば人件費に係る算定に当たって、事

業割合に応じた補助割合とするなど、適切な補助額とする。

3. 補助金の縦割り運用から一体的な運用への転換

- ① 補助金申請の受付対応（団体補助を除く。）など、その運用に当たっては、部署ごとの縦割りで対応するのではなく、町役場として一体的に対応する。
- ② 補助金による政策誘導効果を最大限に引き出すため、例えば総務課所管の「定住補助金や空き家バンク活用事業補助金」は振興課所管の「住宅リフォーム促進事業やUIJ ターン就業・創業支援事業補助金」と密接に関連しているので両課が連携して受付対応を行うなど、組織的に対応する。

《B. 個別の課題と対応策》

1. 社会福祉協議会に対する補助金

【問題点】

- ① 社会福祉協議会に対する補助金、特に人件費の算定に当たって、町の補助対象となる事業（補助事業と呼ぶ。）と同協議会の独自事業との間の事業割合を大きく超える補助割合（事務局長 96%など）とし、独自事業の負担を極力抑えて、町による補助を前提としており、町内の介護保険事業者との間で公平性を欠いている。
- ② この結果、平成 28 年度から令和 2 年度の 4 年間で人件費に対する補助額は 1,800 万円から 2,800 万円に 1,000 万円増（1.6 倍）にもなっている（1 人当たりの人件費の補助額についても 400 万円から 530 万円に 1.3 倍に急増している。）。

【対応策】

- ① 社会福祉協議会に対する補助金（人件費を含む。）の算定に当たっては、その根拠を明確にするとともに、それを公表する必要がある。また、補助金は町の税金によって賄われていることから必要最小限に抑えなければならない。
- ② 特に、人件費に対する補助金については、補助事業と独自事業の事業割合に見合った補助割合に基づき算定を行う必要がある。

2. 商工会に対する補助金

【問題点】

- ① 商工会の事業所が減ったため長野県からの補助金が減額されたことを理由に、池田町からの経営改善普及事業補助金については平成 26 年度の 600 万円から令和 2・3 年度に 940 万円に増額して補填している。特に、平成 27

年度では当初予算として 600 万円を計上していたものの、補正予算では 260 万円増額して 860 万円を計上している上、続く平成 28～平成 30 年度の 3 年間は、当初予算として 700 万円計上しながら補正予算で 200 万円増額して 900 万円を計上している。

- ② 長野県からは補助金の減額によって事業規模のスリム化が求められているにもかかわらず、事業規模を維持し続けており、事業規模の維持や補助金の増額に関する説明責任が果たされていない。

【対応策】

- ① 商工会加盟の事業者の減少に伴い、長野県からの補助金が減少したことから、それに見合って事業規模を縮小することが本来の姿である。
- ② 事業規模の維持を前提として安易に町の補助金を増額するのではなく、広域連携の一層の促進や新たな事業の展開など事業所の維持・増加に努める必要がある。

3. 観光協会等に対する補助金

【問題点】

- ① イベントを中心とした事業の増加に伴い、池田町としての総合的な観光政策の観点からの整理が十分に行われていない。このため、イベントに追われ、関係者の本来業務に支障をきたす状況に陥っている。
また、補助金は増額されたものの、その効果に対する検証が不十分である。
- ② 過去に池田町観光推進本部負担金について事業決算額を超えて支出しており、適切な事務処理を行わず、翌年度以降の支出に繰り越している（平成 28 年度に約 150 万円、令和 2 年度に約 90 万円）。
- ③ 令和 4 年度に観光協会が法人化されて半年経過したものの、今のところ、積極的に事業を拡大して独自財源を確保する動きが見られない。

【対応策】

- ① 今後は、イベント中心による事業から脱却して、池田町の魅力を発信し、集客できる観光事業を展開すべく、事業の必要性と効果を精査の上、補助金の適正化を図る。
- ② 今後は、如何なる場合も事業決算額を上回る補助金・負担金の支出を厳に慎む必要がある。なお、やむを得ず、事業決算額を上回る補助金等を支出する場合は、速やかに予算繰越しのための事務処理を行う。
- ③ 観光協会の法人化に伴い、積極的に事業を展開して独自財源を確保する必要がある。そのため、同協会は早急に方針・計画を策定するとともに、町ではその計画を検証の上、議会報告を行い、令和 5 年度以降の補助金額に反映させる。

Ⅲ. 事務・事業の見直しについて

1. デジタル化による変革（DX＝デジタル・トランスフォーメーション）の推進

【対応策】

① 今後、人口減少によって歳入が減少する一方、行政需要の増大に伴い歳出の増加が見込まれることから、デジタル化やDXを推進し、効率的かつ効果的に事務・事業を行う。

そのため、デジタル化・DXの推進に係る基本計画（ロードマップを含む。）を早急に策定し、公表することが必要である。

② 例えば、町内事務についてはペーパーレス化、町民向けには提出書類のオンライン化など、できることからデジタル化・DXを進める。

③ なお、デジタル化・DXの推進に当たっては、高齢者等のデジタル弱者に十分に配慮する。そのため、役場の出先機関にパソコン等を設置し、オンラインを通じて窓口業務を行うなど、事務の効率化を図ることも一案である。

④ デジタル化・DXの推進に当たっては、個人情報の保護やセキュリティの確保に万全を期す必要がある。

2. 行政サービスの質の向上

事務・事業の遂行に当たっては、町民目線に立って行政サービスの質の向上を図るとともに、職員が公務員としての自覚を持つなど、その意識改革が求められている。そのため、行政の執行に当たっては次に示す通り改善することが重要である。

（1）理事者、管理職のマネージメント能力（統治遂行力）の向上

【対応策】

○ 理事者については、町づくりの方向付け、予算編成時の査定、議会・町民への説明責任などに対してリーダーシップを発揮することが求められているにもかかわらず、その職責を十分に果たしているとは言い難い。池田町の現状に対する的確な把握・分析に基づき職員に適切な指示・助言を行うなど、課長を含めた管理職全体のマネージメント能力の向上が急務である。

（2）規律ある職場環境の実現

【対応策】

○ 日頃から町民との接点にある窓口はもちろん、役場全体として住民への親切で明るい対応は不可欠であり、また、良好な作業環境を築くためにも、規律ある明るい職場づくりを進める。

(3) 職務能力の向上

【対応策】

- ① デジタル化の進展など、急激に変化する現代社会に敏感に対応し得る人材を組織的に育成し、その職務能力を大幅に向上することが求められている。
- ② 特に、デジタル化・DXの推進のためには、デジタル人材を採用することも必要である。

(4) 地域住民との結びつきの強化

【対応策】

- ① 住民の多様な要望や地域の実情を行政に的確に反映させるため、町民との接点である「自治会パートナー制度」を実効のある形（例えば業務の定型化や人選の方法）に見直しを行い、積極的に活用する。
- ② 住民相談についてはワンストップ窓口も含めて住民が利用しやすい形とすべく不断に見直しを図る。

3. 情報公開等の徹底

【対応策】

- ① 予算編成方針の議会・町民への丁寧な説明、財政の現状についての正確な情報提供、子育て・福祉事業・防災計画などの分かりやすい説明資料の配布など、行政情報を十分に町民に公開する。
- ② 町民への情報の提供を担うホームページについて、情報量を増やすとともに、分かりやすく利便性のあるものに改善したり、自治会を通して回覧・配布する文書の内容を工夫したりするなど、情報公開の質を向上させるとともに、情報開示に積極的に取り組む。

(以上)